

特定医療費（指定難病）受給者証新規申請書類チェックシート

必要書類の詳細は別冊「特定医療費（指定難病）受給者証新規申請手続について」をご覧ください。（チェックシート内に付記しているページ番号を参照ください。）

1 医療機関が記載する提出書類

臨床調査個人票は、入手までに時間がかかりますので、まず医療機関へ作成を依頼してください。

	書類名	書類の説明等
☐	臨床調査個人票	・ 1 ページ参照

2 市町村役場やコンビニ交付で取得する提出書類

	書類名	書類の説明等
☐	住民票謄本（世帯全員分の住民票） ※ 申請書の記載事項の確認のため、「マイナンバー有り」「続柄有り」のものを取得してください。	・ 発行から3か月以内のものがが必要です。 ・ 2 ページ参照
☐	市町村民税所得課税証明書 ※ <u>市町村民税非課税世帯の方で、患者本人に非課税収入がある場合は次の書類も提出が必要</u> <u>障害年金等非課税収入の受給額（前年分（前年1月1日～前年12月31日））が分かる書類のコピー</u>	・ 1月1日時点に住所のある市町村役場等で取得する書類です。 ・ 医療保険者の種類により、家族の分の提出も必要になります。 ・ 2、3 ページ参照

【準備の POINT① 】

まずは、臨床調査個人票の作成を医療機関に依頼するところから始めてください。規模の大きい病院では、入手まで数週間かかることが予想されます。

【準備の POINT② 】

医療保険の情報に関する書類が見当たらない場合は、早めにご自身の保険者（市町村国保、協会けんぽ、共済組合、国保組合など）に確認してください。

裏面もご確認ください。

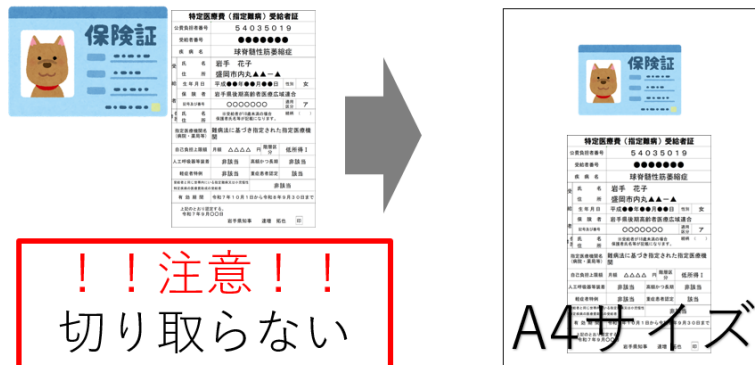
1 ページ目／3 ページ中

3 既に持っている提出書類

	書類名	書類の説明等
□	医療保険の情報を確認する書類のコピー いすれか - 保険証（被保険者証）のコピー - 資格情報のお知らせのコピー - 資格確認書のコピー - マイナポータルからダウンロードした資格情報画面のコピー	- 患者の加入中の医療保険者の種類により、家族の分の提出も必要になります。 - マイナンバーカードの健康保険証利用をしている方も、左記の書類の提出が必要です。 3、4ページ参照

（お願い）コピーの取り方

- ① 印刷するもの ② 紙のサイズはA4



4 自分で記載する提出書類

	書類名	書類の説明等
□	特定医療費（指定難病）支給認定申請書（様式第1号）	- 申請者（保護者含む）もしくは代理人が記載する書類です。 4～6ページ参照
□	臨床調査個人票情報の研究等への利用についての同意書	- 申請者（保護者含む）もしくは代理人が記載する書類です。 4ページ参照
□	医療保険者からの情報提供にかかる同意書	- 申請者（保護者含む）もしくは代理人が記載する書類です。 7ページ参照

5 該当する方のみ提出する書類

	書類名	書類の説明等
□	生活保護受給証明書	- 生活保護認定を受けている方のみ提出が必要です。 7ページ参照
□	世帯内に特定医療費（指定難病）や小児慢性特定疾病医療費の受給者がいることを証明する書類（医療受給者証）のコピー	- 世帯内に指定難病や小児慢性特定疾患の受給者がいる方のみ提出してください。 7ページ参照

☐	軽症者特例に該当することを証明する書類	・医療費申告書の提出が必要です。 ・該当者は医療機関に記載を依頼してください。 ・8ページ参照
☐	人工呼吸器等装着者であることを証明する書類	・臨床調査個人票に含まれています。 ・該当者は医療機関に記載を依頼してください。 ・8ページ参照
☐	寡婦控除等のみなし適用に該当することを証明する書類	・申告書及び戸籍謄本等の提出が必要です。 ・8ページ参照

6 受付窓口で確認（提示）が必要な書類（マイナンバー等確認書類）

患者本人（保護者）による申請の場合

ア～ウのうちいずれかと、該当者は、エを準備してください。

※ 11 ページ参照

ア	☐ 通知カード または マイナンバー付きの住民票
	☐ 顔写真付身分証明書(運転免許証・パスポート等)
イ	☐ 通知カード または マイナンバー付きの住民票
	☐ 受給者証、保険証等、児童扶養手当証書などから2つ以上
ウ	☐ マイナンバーカード
エ	☐ 患者本人と同じ健康保険に加入している世帯員がいる場合、世帯員全員分のマイナンバーを確認する書類 （患者本人が被用者保険に加入している場合は、患者本人分と被保険者本人分）

代理人（患者本人（保護者）以外）による申請の場合

オ、カのうちいずれかと、該当者は、キを準備してください。

※ 12 ページ参照

オ	☐ 代理人の顔写真付身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード等)
	☐ 患者本人（保護者）の通知カード・マイナンバーカード・住民票(マイナンバー記載)のうちいずれか
カ	☐ 代理人の保険証、児童扶養手当証書などから2種類
	☐ 患者本人（保護者）の通知カード・マイナンバーカード・住民票(マイナンバー記載)のうちいずれか
キ	☐ 患者本人と同じ健康保険に加入している世帯員がいる場合、世帯員全員分のマイナンバーを確認する書類 （被用者保険に加入している場合は、患者本人分と被保険者本人分）

※ 通知カードについては、記載事項に変更がない場合のみ利用可能です

※ エ及びキは、マイナンバー有りの住民票謄本を取得していると、一つの書類で確認できます。

提出書類を御確認いただきありがとうございました。